

SafetyBIRD サービス

契約約款



宇宙通信株式会社

SafetyBIRD サービス契約約款・目次

第1章 総則	1
第1条 約款及び料金の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 SafetyBIRD サービスの内容	3
第4条 SafetyBIRD サービスの品目等	3
第5条 SafetyBIRD サービスの提供に使用する人工衛星	3
第6条 SafetyBIRD サービスのサービス提供区域	3
第7条 使用する周波数	4
第8条 提供範囲	4
第9条 SafetyBIRD 地球局設備等	4
第10条 電波法上の手続き	5
第3章 契約	6
第1節 契約申込及び利用契約の締結	6
第11条 利用契約の単位等	6
第12条 サービス期間	6
第13条 サービス期間終了による暗号解除キーの返却	6
第14条 契約申込の方法	6
第15条 契約申込の期限	6
第16条 利用開始予定日等	7
第17条 契約申込の承諾	7
第18条 他人利用	7
第2節 契約者が行う利用契約事項等の変更の請求	8
第19条 サービスの種別、品目の変更の請求	8
第20条 利用開始予定日の変更の請求	8
第21条 SafetyBIRD 地球局設備等の変更の請求等	8
第22条 変更の請求に対する承諾	8
第3節 当社が行う利用契約の変更	8
第23条 電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更	8

第4節	SafetyBIRD サービスの利用開始日等	
第24条	利用開始日	9
第5節	権利の譲渡	9
第25条	利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第26条	契約者の地位の承諾	9
第27条	契約者の氏名等の変更	9
第6節	利用契約等の解除	9
第28条	当社が行う利用契約の解除	9
第29条	契約書が行う利用契約の解除	10
第4章	SafetyBIRD サービスの提供の中止及び停止	11
第30条	サービス提供の中止	11
第31条	サービス提供の停止	11
第5章	接続等	12
第1節	SafetyBIRD 自営端末設備の接続等	12
第32条	SafetyBIRD 自営端末設備の接続	12
第33条	SafetyBIRD 自営端末設備に異常がある場合等の検査	12
第2節	自営電気通信設備の接続等	13
第34条	自営電気通信設備の接続	13
第35条	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	13
第6章	利用の制限	14
第36条	SafetyBIRD サービスの利用の制限	14
第7章	料金等	15
第1節	料金の支払義務	15
第37条	料金表の設定	15
第38条	登録料の支払義務	15
第39条	サービス利用料の支払義務	15
第40条	暗号解除キー追加利用料の支払義務	15
第41条	ネットワーク端末設備接続料の支払義務	15

第 42 条	サービス提供の停止期間における料金等の支払義務	16
第 43 条	暗号解除キー再貸与料の支払義務	16
第 44 条	支払いを要しない料金	16
第 45 条	月額料金の日割	16
第 46 条	料金等の支払期日	17
第 2 節	割増金及び延滞利息	17
第 47 条	割増金	17
第 48 条	延滞利息	17
第 3 節	違約金	18
第 49 条	違約金	18
第 8 章	保守	19
第 50 条	電気通信設備の維持	19
第 51 条	SafetyBIRD 地球局設備の点検	19
第 52 条	契約者の維持責任	19
第 53 条	契約者の切分責任	19
第 54 条	SafetyBIRD サービス提供の順位	19
第 9 章	損害賠償等	20
第 55 条	責任の制限	20
第 56 条	免責	20
第 10 章	その他の提供条件	21
第 57 条	SafetyBIRD 地球局設備の据付けに関する申請等	21
第 58 条	SafetyBIRD 地球局設備の保管及び運用等	21
第 59 条	電波干渉対策に要する工事等	21
第 60 条	ネットワーク端末設備の報告	21
第 61 条	SafetyBIRD 地球局設備の設置場所等の提供	21
第 62 条	電気の提供	21

附則 22

別添 「SafetyBIRD 地球局設備の提供条件」

第1章 総則

(約款及び料金の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)、電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、このSafetyBIRD サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びSafetyBIRD サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に基づいて、SafetyBIRD サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、路線その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信を行うための回線
4 SafetyBIRD サービス	この約款に基づく利用契約の締結により指定された区間において当社が設置する電気通信回線等を使用して、情報を配信するサービス
5 情報	SafetyBIRD サービスで配信する気象、災害、その他に関する情報
6 情報提供機関	情報を当社に提供する機関
7 緊急地震速報	情報のうち地震及び津波に関する情報で、気象庁又は気象業務支援センターから当社に提供されるもの
8 気象業務支援センター	緊急地震速報を当社提供する情報提供機関
9 契約申込	SafetyBIRD サービスを利用する契約の申込
10 利用契約	当社が契約申込を承諾し締結する SafetyBIRD サービスの利用に係る契約
11 契約申込者	契約申込をした者
12 契約者	利用契約を締結している者
13 無線設備	無線電信、無線通信その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
14 無線局	電波法に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
15 人工衛星局	電波法施行規則(昭和25年電波管理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
16 地球局	電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
17 専用回線	利用契約に基づいて設置される利用契約者が占有する電気通信回線
18 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの

19 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 SafetyBIRD 地球局設備	SafetyBIRD サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからSafetyBIRD 専用受信機を経て暗号解除ソフトウェアにいたる設備及び暗号解除キー
21 SafetyBIRD 専用受信機	SafetyBIRD サービスを受信するための専用受信機
22 SafetyBIRD 自営端末設備	契約者が設置する端末設備（以下「自営端末設備」という。）のうち、SafetyBIRD 地球局設備に接続して、又は構内通信網を介してSafetyBIRD 地球局設備に接続して、情報を受信し、表示する端末設備であるパーソナルコンピューター等
23 暗号解除ソフトウェア	SafetyBIRD 専用受信機からの出力情報の暗号を、暗号解除キーを使って解除するための当社が指定するソフトウェアで、SafetyBIRD 自営端末設備に装填されるもの
24 暗号解除キー	SafetyBIRD サービスで配信する暗号化された情報の暗号を解除するためのキーで、SafetyBIRD 自営端末設備等に装填されるもの
25 ネットワーク端末設備	以下の受信端末設備をいう。 (1) SafetyBIRD 自営端末設備から構内通信網及び広域通信網等の電気通信設備を介して、情報を配信する場合の受信端末設備 (2) 契約者が、電気通信事業として情報を配信する場合の受信端末設備 (3) 契約者が、電波放送及び放送に関する法令で定める、放送、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電気通信役務利用放送等の放送（以下「放送」という。）として情報を放送する場合の受信端末設備 (4) 契約者が、電気通信事業及び放送以外で、契約者以外に情報を配信する事業等を行なう場合の受信端末設備
26 配信センター	SafetyBIRD サービスを提供するための機能を有する当社が設置する設備
27 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
28 人工衛星	当社が保有、運用する人工衛星
29 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器
30 Kuバンド	SafetyBIRD サービスに使用する周波数帯であって、アップリンクにおいては14.000GHz から14.480GHz まで、ダウンリンクにおいては11.900GHz から12.750GHz までの各帯域
31 SafetyBIRD サービス利用の手引き	SafetyBIRD サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した資料
32 SafetyBIRD 地球局設備の提供条件	SafetyBIRD サービスを利用するうえで、SafetyBIRD 地球局設備に関し契約者に遵守していただく事項等を規定したもの
33 消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を合算した額

第2章 SafetyBIRD サービスの内容

(SafetyBIRD サービスの品目等)

第4条 SafetyBIRD サービスの品目は、次のとおりです。

品 目	内 容
緊急地震速報 配信サービス	人工衛星による Ku バンドの電波中継において、契約者の指定する地点に対し、緊急地震速報を配信するサービスとして提供します。
備考	緊急地震速報の配信においては、津波予報の配信も併せて行います。 緊急地震速報の配信事項は、震源地、地震の規模、日本の主要各地の主要動（大きな揺れ）到達時刻と推定震度となります。但し、気象庁又は気象業務支援センターより提供される事項に変更があった場合は、その変更のとおりの配信事項となります。

- 2 契約者は、SafetyBIRD 自営端末設備に、構内通信網又は広域通信網を介してネットワーク端末設備を接続して利用することができます。
- 3 契約者は、SafetyBIRD 自営端末設備に、電気通信設備又は放送設備を経てネットワーク端末設備を接続し、電気通信事業又は放送、若しくは電気通信事業及び放送以外の事業等として、情報の配信を行なうことができます。
但し、当社は、契約者が行なう電気通信事業又は放送、若しくは電気通信事業及び放送以外の事業等について、一切の責任を負うものではありません。

(SafetyBIRD サービスの提供に使用する人工衛星)

第5条 SafetyBIRD サービスの提供に使用する人工衛星は、当社が指定します。

- 2 SafetyBIRD サービスの提供に使用する人工衛星により、SafetyBIRD サービスを提供できなくなった場合、当社は、SafetyBIRD サービスの提供が可能な他の人工衛星により、SafetyBIRD サービスを提供します。この人工衛星の変更については、あらかじめ契約者に書面で通知します。但し、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- 3 SafetyBIRD サービスは、SafetyBIRD サービスの提供が可能な人工衛星がなくなったときは利用契約の解除となるサービスとして提供します。

(SafetyBIRD サービスのサービス提供区域)

第6条 SafetyBIRD サービスのサービス提供区域は、日本全国とします。

(使用する周波数)

第7条 SafetyBIRD サービスに使用する周波数は、当社が指定します。

(提供範囲)

第8条 当社は、SafetyBIRD サービスとして、情報提供機関から提供される情報を、当社の配信センターから人工衛星を介し、契約者が指定した場所内の地点に契約者が据え付ける SafetyBIRD 地球局設備に配信します。

2 当社は、前項の地点を定めるときは契約者と協議します。

(SafetyBIRD 地球局設備等)

第9条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備以外の地球局設備で SafetyBIRD サービスを利用することができません。

- 2 契約者は、「SafetyBIRD サービス利用の手引き」に記載する事項に従って SafetyBIRD 地球局設備を調達、据え付けていただきます。
- 3 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備について、基礎工事及び設置並びに調整を契約者の責任と負担で行っていただきます。
- 4 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備について、「SafetyBIRD 地球局設備の提供条件」を遵守していただきます。
- 5 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備を適正な状態に保つため、契約者の責任と負担により保守作業を行っていただきます。
- 6 SafetyBIRD 地球局設備を構成する機器のうち、暗号解除キーについては当社が貸与します。
- 7 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備が故障又は滅失若しくは毀損等したときは、契約者の責任と負担において、その交換、修理その他の工事等を行っていただきます。
- 8 前項の場合で、暗号解除キーを交換する必要がある場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、本項の申し出を受けた場合は、可能な限り速やかに、暗号解除キーの交換品を契約者に貸与します。
但し、暗号解除キーを交換しなければならない原因が契約者の故意又は重過失による毀損等である場合は、第43条（暗号解除キー再貸与料の支払義務）に基づき、暗号解除キー再貸与料の支払いが必要になります。
尚、交換により使用しなくなった暗号解除キーは、契約者の責任と負担により、速やかに当社に返却していただきます。
- 9 暗号解除キーを紛失した場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、本項の申し出を受けた場合、可能な限り速やかに、新たな暗号解除キーを契約者に貸与します。
尚、本項による暗号解除キーの再貸与については、第43条（暗号解除キー再貸与料の支払義務）

に基づき、暗号解除キー再貸与料の支払いが必要になります。

- 10 SafetyBIRD 地球局設備の追加、変更、取り換え、撤去（利用契約終了による撤去も含みます。以下同じとします。）又は移転をするとき、及び、追加、変更、取り換え、撤去又は移転をした SafetyBIRD 地球局設備について、前9項を適用します。
- 11 SafetyBIRD 地球局設備に接続する自営端末設備は、SafetyBIRD 自営端末設備に限定させていただきます。
- 12 SafetyBIRD 自営端末設備とする端末設備は、当社が指定する仕様を満たす端末設備としていただき、そのそれぞれに暗号解除ソフトウェア及び暗号解除キーを装填していただきます。

（電波法上の手続き）

第10条 SafetyBIRD サービスの提供に係る地球局の無線局について、電波法上の手続きが必要な場合は、当社が電波法上の手続きを行ないます。

第3章 契約

第1節 契約申込及び利用契約の締結

(利用契約の単位等)

第11条 当社は、1の利用契約ごとに電気通信回線を設定し、暗号解除キーを貸与し、SafetyBIRD サービスを提供します。

2 利用契約は、1のSafetyBIRD サービスの品目ごと、及び1のSafetyBIRD 地球局設備ごとに締結していただきます。

3 1の利用契約について契約者は1人とします。

(サービス期間)

第12条 SafetyBIRD サービスを利用できる期間(以下「サービス期間」といいます。)は、第24条(利用開始日)第1項に規定する利用開始日に開始し、第28条(当社が行う利用契約の解除)又は第29条(契約者が行う利用契約の解除)に基づき利用契約が解除となる日(以下「利用期間終了日」という。)までとします。

2 契約者は、第24条(利用開始日)第1項に規定する利用開始日から1年を経過する日までの期間は、第29条(契約者が行う利用契約の解除)に基づく利用契約の解除はできません。

(サービス期間終了による暗号解除キーの返却)

第13条 契約者は、サービス期間の終了後、契約者の責任と負担により、速やかに暗号解除キーを当社に返却していただきます。

(契約申込の方法)

第14条 契約申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のSafetyBIRD サービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) サービスの品目
- (2) SafetyBIRD 地球局設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (3) 暗号解除キーの個数、ネットワーク端末設備の台数
- (4) SafetyBIRD サービスの利用開始希望日
- (5) 接続する電気通信設備及び電気通信回線の有無
- (6) その他契約申し込みの内容を特定するための事項

(契約申込の期限)

第15条 契約申込は、利用開始希望日の1ヶ月前までに行なっていただきます。

(利用開始予定日等)

第16条 当社は、第14条(契約申込の方法)第(4)号の利用開始希望日を基準に、SafetyBIRD サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、契約申込者と協議の上、SafetyBIRD サービスの利用開始予定日(以下「利用開始予定日」といいます。)を定めます。

- 2 利用開始予定日は、契約申込の日から起算して12か月が経過した日を超えない日としていただきます。

(契約申込の承諾)

第17条 当社は、契約申込に対して、契約申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約の締結をもって承諾します。

- (1) サービスの品目
- (2) SaftyBIRD 地球局設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (3) 暗号解除キーの個数、ネットワーク端末設備の台数
- (4) SafetyBIRD サービスの利用開始予定日
- (5) 接続する電気通信設備及び電気通信回線の有無
- (6) その他利用契約の内容を特定するための事項

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあったSafetyBIRD サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込のあった電気通信回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込のあった利用開始希望日にSafetyBIRD サービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 契約申込者がSafetyBIRD サービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなったSafetyBIRD サービスの料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)いずれかの支払を過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) SafetyBIRD サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (6) 契約者の情報を利用する目的が、情報提供機関の定める提供基準に適合しないと認められるとき。
- (7) 情報提供期間の情報提供システムの保守上、工事上の事由により、SafetyBIRD サービスを提供できないとき。

(他人利用)

第18条 契約者は、SafetyBIRD サービスを契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届出いただきます。

また、その利用者を変更するときも、あらかじめ当社に届出いただきます。

- 2 契約者は、SafetyBIRD サービスを契約者以外の者に利用させる場合には、この約款に基づく契約者の義務をその利用者にも遵守させ、またその利用者がSafetyBIRD サービスの利用に関してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第2節 契約者が行う利用契約事項等の変更の請求

(サービスの種別、品目の変更の請求)

第19条 契約者は、サービスの品目について変更の請求ができます。

(利用開始予定日の変更の請求)

第20条 契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。

但し、変更後の利用開始予定日は第16条(利用開始予定日等)第2項に規定される利用開始の期限の日を超えない日としていただきます。

(SafetyBIRD 地球局設備等の変更の請求等)

第21条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備の変更、取り替え、移転又は撤去並びにその設置予定場所及び据付完了予定日の変更の請求ができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者の責により SafetyBIRD 地球局設備の据え付け完了予定日を変更することによって、SafetyBIRD サービスの利用開始予定日に SafetyBIRD サービスの提供の開始ができなくなると当社が認めた場合は、その変更の請求はできません。
- 3 契約者は、暗号解除キーの個数及びネットワーク端末設備の台数が利用契約に定めた数から増加又は減少となる場合は、その増加又は減少となる期日付けでの利用契約の変更の請求をして頂きます。
但し、暗号解除キーを3個まで利用する限りにおいては、利用契約の変更は不要です。
- 4 前項の場合で、暗号解除キーの個数の減少及びネットワーク端末設備の台数の減少に係る利用契約の変更の請求は、利用回開始日から1年間を経過した日以降でなければできません。

(変更の請求に対する承諾)

第22条 当社は、前3条の規定に基づく契約事項の変更の請求については、SafetyBIRD サービスの提供に支障のない限り、第14条(契約申込の方法)、第15条(契約申込の期限)、第16条(利用開始予定日)、第17条(契約申込の承諾)、及び第24条(利用開始日)規定に準じて、取り扱います。

第3節 当社が行う利用契約の変更

(電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更)

第23条 当社は、SafetyBIRD サービスの提供に使用する人工衛星等の電気通信設備が使用不能となり SafetyBIRD サービスを提供できない場合で、利用契約に定めた契約事項と異なる契約事項によって SafetyBIRD サービスを提供できるときは、契約者にその旨書面で通知します。

契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約を変更していただきます。

第4節 SafetyBIRD サービスの利用開始日等

(利用開始日)

第24条 SafetyBIRD サービスの利用開始日は、利用契約に定めた利用開始予定日とします。

- 2 SafetyBIRD 地球局設備の運用開始が、契約者の責による SafetyBIRD 地球局設備の据え付けの遅れに起因して遅れた場合は、前項の規定によります。

第5節 権利の譲渡

(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第25条 契約者は、SafetyBIRD サービスの提供を受ける権利その他利用契約に基づく権利を他に譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第26条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうち1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更)

第27条 契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

第6節 利用契約等の解除

(当社が行う利用契約の解除)

第28条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 第31条(サービス提供の停止)の規定に基づき SafetyBIRD サービスの提供を停止した場合で停止期間が14日以上となったとき。
- (2) SafetyBIRD サービスの提供に係る人工衛星等の電気通信設備が使用不能となり契約者が第23条(電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
- (3) SafetyBIRD サービスの提供に係る人工衛星等の電気通信設備が使用不能となり SafetyBIRD

サービスの提供が不能と当社が認めたとき。

- 2 当社は、前項第(1)号又は第(2)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、契約者に通知しますが、前項第(3)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、契約者が SafetyBIRD サービスの料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したとき、又は第31条(サービス提供の停止)第1項第(2)号から第(7)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、SafetyBIRD サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、第31条(サービス提供の停止)第2項の規定に該当した場合において、同条同項に基づく SafetyBIRD サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
- 5 当社は、情報提供機関からの情報の提供が中断等となり、その回復が困難と判断するときは、書面による通知によって、利用契約を解除することがあります。
- 6 当社は、当社と情報提供機関との情報の提供に関する契約が解除になった場合は、書面による通知によって、利用契約を解除させていただきます。

(契約者が行う利用契約の解除)

第29条 契約者は、利用契約の解除(以下、「利用契約の解除」という。)を行おうとするときは、利用契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社に書面により通知していただきます。

第4章 SafetyBIRD サービスの提供の中止及び停止

(サービス提供の中止)

第30条 当社は、次のいずれかの場合には、SafetyBIRD サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備 (SafetyBIRD 地球局設備を除きます。) の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第36条 (SafetyBIRD サービスの利用の制限) の規定により、SafetyBIRD サービスの提供を中止するとき。
- (3) 情報提供機関からの情報の提供が中止されたとき。

2 当社は、前項の規定により SafetyBIRD サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービス提供の停止)

第31条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、SafetyBIRD サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務のいずれかについて、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第21条 (SafetyBIRD 地球局設備等の変更の請求等) 第3項の規定による端末設備の台数の変更に係る利用契約の変更請求をおこなわなかったとき。
- (3) 第58条 (SafetyBIRD 地球局設備の保管及び運用等) の規定に違反したとき。
- (4) 第51条 (SafetyBIRD 地球局設備の点検) の規定に違反して、当社の検査又は点検を拒んだとき。
- (5) SafetyBIRD 地球局設備に関し、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則、並びに「SafetyBIRD 地球局設備の提供条件」及び「SafetyBIRD サービス利用の手引き」に定める条件を遵守しないとき。
- (6) 第33条 (SafetyBIRD 自営端末設備に異常がある場合等の検査) 若しくは第35条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査) の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない SafetyBIRD 自営端末設備又は自営電気通信設備を SafetyBIRD 地球局設備から取りはずさなかったとき。
- (7) 第18条 (他人利用) 第2項の規定に違反した場合で、第18条 (他人利用) の規定に基づき SafetyBIRD サービスを利用する契約者以外の者のなす行為が前6号のいずれかに該当したとき。

2 当社は、契約者の SafetyBIRD サービスの利用によって、当社が電波放送及び放送に関する法令で定める放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、SafetyBIRD サービスの提供を停止します。

3 当社は、前2項の規定により SafetyBIRD サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 接続等

第1節 SafetyBIRD 自営端末設備の接続等

(SafetyBIRD 自営端末設備の接続)

第32条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備に SafetyBIRD 自営端末設備を接続する場合、又は SafetyBIRD 地球局設備に接続されている電気通信設備を介して SafetyBIRD 地球局設備に SafetyBIRD 自営端末設備を接続する場合は、その SafetyBIRD 自営端末設備を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続について、当社に登録していただくことがあります。

- 2 前項の接続の場合、契約者は次の事項を遵守して頂きます。
 - (1) その接続について技術基準に適合させること。
 - (2) その接続について事業法施行規則第31条に適合させること。
 - (3) SafetyBIRD サービスの提供に支障、又は支障の生じる恐れを生じさせないこと。
- 3 当社は、SafetyBIRD 地球局設備と SafetyBIRD 自営端末設備の接続について、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行なうことがあります。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその SafetyBIRD 自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(SafetyBIRD 自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第33条 当社は、SafetyBIRD 地球局設備に接続されている SafetyBIRD 自営端末設備に異常がある場合その他 SafetyBIRD サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その SafetyBIRD 自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第1項の検査を行った結果、SafetyBIRD 自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その SafetyBIRD 自営端末設備を SafetyBIRD 地球局設備から取りはずしていただきます。

第2節 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第34条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備に接続する自営電気通信設備、又は SafetyBIRD 地球局設備に電気通信設備を介して接続する自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称、その自営電気通信設備を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続について、当社に登録していただくことがあります。

- 2 契約者は、前項の接続をする場合、その接続を技術基準に適合させ、SafetyBIRD サービスの提供に支障及び支障の生じる恐れを生じさせないようにして頂きます。
- 3 当社は、SafetyBIRD 地球局設備と自営電気通信設備の接続について、事業法施行規則第34条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その SafetyBIRD 地球局設備に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に届出していただくことがあります。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第35条 SafetyBIRD 地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他 SafetyBIRD サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第32条 (SafetyBIRD 自営端末設備に異常がある場合等の検査) の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用の制限

(SafetyBIRD サービスの利用の制限)

第36条 当社は、SafetyBIRD サービスの全部を提供することができなくなったときで、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う必要があるときは、次に掲げる機関の利用するSafetyBIRD サービス(当社がそれらの機関との協議に定めたものに限りません。)以外のSafetyBIRD サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金の支払義務

(料金表の設定)

第37条 当社は、SafetyBIRD サービスの品目ごとに料金表を定めます。

(登録料の支払義務)

第38条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBIRD サービスの利用に関し、料金表に規定する登録料を支払っていただきます。

(サービス利用料の支払義務)

第39条 契約者は、料金表に規定するサービス利用料を支払っていただきます。

但し、サービス利用料の支払いは、利用開始日が月の初日以外の日の場合は月額で定める額を日割りせず、利用開始日の属する月の翌月からサービス利用料を支払って頂きます。

又、利用期間終了日が月の末日以外の日であっても、その月のサービス利用料については月額で定める額の全額を支払って頂きます。

(暗号解除キー追加利用料の支払義務)

第40条 契約者は、暗号解除キーの個数に係る利用契約の変更(暗号解除キーを4個以上利用する場合に適用)により、料金表に規定する暗号解除キー追加利用料があらたに適用となる場合、又は暗号解除キー追加利用料の額が変更となる場合は、変更後の利用契約に基づく暗号解除キー追加利用料を支払っていただきます。

但し、本項の場合の利用契約の変更日が月の初日以外の日の場合は、月額で定める額を日割りせず、利用契約の変更日の属する月の翌月から、変更後の利用契約に基づく暗号解除キー追加利用料を適用して支払って頂きます。

又、利用期間終了日が月の末日以外の日であっても、その月の暗号解除キー追加利用料については月額で定める額の全額を支払って頂きます。

(ネットワーク端末設備接続料の支払義務)

第41条 契約者は、料金表に規定するネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

但し、ネットワーク端末設備接続料の支払いは、利用開始日が月の初日以外の日の場合は月額で定める額を日割りせず、利用開始日の属する月の翌月からネットワーク端末設備接続料を支払って頂きます。

又、利用期間終了日が月の末日以外の日であっても、その月のネットワーク端末設備接続料については月額で定める額の全額を支払って頂きます。

- 2 契約者は、ネットワーク端末設備に係る利用契約の変更により、料金表に規定するネットワーク端末設備接続料があらたに適用となる場合、又はネットワーク端末設備接続料の額が変更となる場合、変更後の利用契約に基づくネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

但し、本項の場合の利用契約の変更日が月の初日以外の日の場合は、月額で定める額を日割りせず、利用契約の変更日の属する月の翌月から変更後の利用契約に基づくネットワーク端末設備接続料を適用して支払って頂きます。

(サービス提供の停止期間における料金等の支払義務)

第 42 条 契約者は、第 31 条 (サービス提供の停止) の規定に基づく SafetyBIRD サービスの提供の停止の期間についても、前 4 条の規定に従い、サービス利用料、暗号解除キー追加利用料、及びネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

(暗号解除キー再貸与料の支払義務)

第 43 条 契約者は、第 9 条 (SafetyBIRD 地球局設備) 第 8 項及び第 9 項により、紛失した暗号解除キーの再貸与を受ける場合は、料金表に規定する暗号解除キー再貸与料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第 44 条 当社が、第 30 条 (サービス提供の中止) 第 1 項の規定に基づき SafetyBIRD サービスの提供を中止した場合で、中止した期間が連続する 5 日以上となったときは、中止した期間 (5 日の倍数である部分に限ります。) に対応するサービス利用料、暗号解除キー追加利用料、及びネットワーク端末設備接続料の支払いは要しません。

- 2 前項の規定によるほか、SafetyBIRD サービスの提供に係る当社の電気通信設備の使用不能により SafetyBIRD サービスを利用できなかった場合、そのことを当社が知った時刻から起算して 5 日以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用ができなかった時間 (5 日の倍数である部分に限ります。) に対応するサービス利用料、暗号解除キー追加利用料、及びネットワーク端末設備接続料の支払いは要しません。

- 3 契約者は、前 2 項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

(月額料金の日割)

第 45 条 当社は、第 44 条 (支払いを要しない料金) 第 1 項及び第 2 項の規定に該当するとき、又は、債務等の支払額を算出にあたり月額で定められている料金を日割する必要が生じた場合は、月額で定められている料金を日割りします

(料金等の支払期日)

第46条 契約者は、料金について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 登録料	利用契約の締結後、SafetyBIRD サービスの利用を開始する前に当社が行う登録作業が完了した日の属する月の翌月末。
2 サービス利用料 及び暗号解除キー追加利用料	SafetyBIRD サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
3 ネットワーク端末設備接続料	SafetyBIRD サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
4 暗号解除キー再貸与料	暗号解除キーを契約者に再貸与した日の属する月の翌月末。

2 利用契約の変更により料金の支払額が変更となる場合は、第40条(暗号解除キー追加利用料の支払義務)及び第41条(ネットワーク端末設備接続料の支払義務)第2項に定めるとおり取り扱うものとする。

3 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます

4 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、当社は、第1項に掲げる料金及びその他の債務について、契約者に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。

第2節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金及びその他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金及びその他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

第3節 違約金

(違約金)

第49条 契約者は、当社が第31条(サービス提供の停止)の規定に基づき契約者にSafetyBIRDサービスの提供の停止を通知したにもかかわらず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、その利用を停止しない時間(1分の倍数である部分に限ります。)に対応するサービス利用料及び暗号解除キー追加利用料並びにネットワーク端末設備接続料の10倍に相当する額(本項の違約金を算定する場合は、月額で定められている料金の分単位の額を基準とします。)を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

第8章 保守

(電気通信設備の維持)

第50条 当社は、SafetyBIRD 地球局設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持するため、契約者に必要な措置をとっていただくことがあります。

(SafetyBIRD 地球局設備の点検)

第51条 当社は、電波法及び電波法関連諸規則に基づき SafetyBIRD 地球局設備の検査及び機能確認を受けようとするとき、又は保守のために SafetyBIRD 地球局設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者に通知します。

2 契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。

3 第1項の検査及び点検を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(契約者の維持責任)

第52条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備に接続されている SafetyBIRD 自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第53条 契約者は、SafetyBIRD サービスを利用することができなくなった場合には、SafetyBIRD 自営端末設備、自営電気通信設備又は暗号解除キーを除く SafetyBIRD 地球局設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の契約者による確認に際して、契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、契約者の請求により当社の係員を派遣して前項の試験を行った場合で、その結果、SafetyBIRD サービスを利用できない原因が、SafetyBIRD サービスの提供に係わる電気通信設備の故障でなく、SafetyBIRD 自営端末設備、自営電気通信設備又は暗号解除キーを除く SafetyBIRD 地球局設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に消費税等相当額を加算した額を支払っていただきます。

(SafetyBIRD サービス提供の順位)

第54条 当社は、SafetyBIRD サービスの提供に係る電気通信設備が故障し又は滅失した場合で、その修理又は復旧をしても SafetyBIRD サービスの全部を提供することができないときは、次の順位に従って SafetyBIRD サービスを提供します。

(1) 利用開始日の早い順序

(2) 利用開始日が同一のときは、利用契約の締結の順序

第9章 損害賠償等

(責任の制限)

第55条 当社は、SafetyBIRD サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由（暗号解除キー以外のSafetyBIRD地球局設備に係るものを除く。）によりその提供をしなかったときは、そのSafetyBIRDサービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、5日間以上その状態が連続したときに限り、契約者に損害を賠償します。

尚、情報提供機関からの情報の提供が中止されるなど情報提供機関に起因する場合は、本項の適用はありません。

2 前項の場合において、当社は、SafetyBIRD サービスが全く提供できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（5日間の倍数である場合に限り。）に対応するSafetyBIRDサービスのサービス利用料及び暗号解除キー追加利用料並びにネットワーク端末設備接続料を契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりSafetyBIRD サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第56条 当社は、SafetyBIRD サービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、契約者の被る損害の賠償請求に応じません。

2 SafetyBIRD地球局設備の不具合に起因して契約者に発生した損害については、当社は負担しません。

3 当社は、SafetyBIRD サービスによる情報の配信、及び情報自体に起因する一切の損害について、その賠償請求に応じません。

4 SafetyBIRD サービスを事業利用して行う契約者の通信事業、放送、その他の事業に係る一切について、当社の責任はないものとします。

第10章 その他の提供条件

(SafetyBIRD 地球局設備の据付けに関する申請等)

第57条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備等の据え付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請が必要な場合は、契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(SafetyBIRD 地球局設備の保管及び運用等)

第58条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、SafetyBIRD 地球局設備の追加、変更、取り換え、移転又は撤去を行わないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して SafetyBIRD 地球局設備を保護する必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、SafetyBIRD 地球局設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) SafetyBIRD 地球局設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (4) SafetyBIRD 地球局設備に関し、「SafetyBIRD 地球局設備の提供条件」に基づいて、SafetyBIRD 地球局設備の保守を実施すること。

2 契約者は、第51条 (SafetyBIRD 地球局設備の点検) の規定に基づく検査及び点検に必要な協力をしていただきます。

(電波干渉対策に要する工事等)

第59条 契約者は、SafetyBIRD 地球局設備に関し電波干渉対策が必要な場合は、その必要な工事その他電波干渉対策を契約者の責任と負担において実施していただきます。

(ネットワーク端末設備の報告)

第60条 当社は、契約者に、ネットワーク端末設備の台数について報告を求めることがあります。この場合、契約者は、ネットワーク端末設備の台数を客観的に証明する書類を添付して、ネットワーク端末設備の台数を当社に報告して頂きます。

(SafetyBIRD 地球局設備の設置場所等の提供)

第61条 SafetyBIRD 地球局設備を設置するために必要な場所及び設備は、契約者に提供していただきます。

(電気の提供)

第62条 SafetyBIRD 地球局設備に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

附則

(実施期日)

この約款は、平成18年10月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成19年10月1日より実施します。

SafetyBIRD地球局設備の提供条件

宇宙通信株式会社(以下「SCC」といいます。)は、SafetyBIRDサービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が、SafetyBIRDサービス契約約款(以下「約款」といいます。)第9条(SafetyBIRD地球局設備)第5項の規定に基づき以下に定める「SafetyBIRD地球局設備の提供条件」(以下「設備提供条件」といいます。)を厳守することを条件にSafetyBIRDサービスを提供します。

- 1 契約者は、次の事項を厳守します。
 - (1) SafetyBIRD地球局設備に関し、その管理責任者、連絡先、保守業者をSCC所定の書面(別に示す各種フォーマット)によってSCCに通知すること。
 - (2) 契約者は、SafetyBIRD地球局設備を追加、利用の取りやめ、変更、取換え、撤去又は移転並びに設置場所の変更をSCCの承諾のもと完了したときは、前号のフォームに従い通知すること。
 - (3) この設備提供条件は、前号に掲げる設備についても適用されるものとします。
- 2 契約者は、据付け完了予定日までにSafetyBIRD地球局設備の据付けを完了するものとします。
- 3 契約者は、SafetyBIRD地球局設備について次の事項を厳守します。
 - (1) SafetyBIRD地球局設備が事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令30号。以下「設備規則」といいます。)に適合するよう保守を行うこと。
 - (2) SafetyBIRD地球局設備が設備規則に適合しなくなったときは、その改善又は変更を行うこと。この場合、改善又は変更によってSafetyBIRD地球局設備が設備規則に適合すると認められるまでは、SafetyBIRD地球局設備を使用しないこと。
 - (3) 約款第51条(SafetyBIRD地球局設備の点検)の規定に基づいて設備に関するSCCの点検及び機能確認を受けること。
- 4 前項第1号、第2号及び第3号の規定に基づいて契約者が行うSafetyBIRD地球局設備の保守、改善又は変更に必要な費用は、契約者が一切負担するものとします。
- 5 契約者は、SafetyBIRD地球局設備の追加、利用のとりやめ、変更、取換え、撤去又は移転等の工事を行う場合は、約款第20条(SafetyBIRD地球局設備の変更等の請求)の規定に基づきSCCに対しその旨の請求を行い、SCCの承諾を得た後これを実施し、また、その設備の使用はSCCが使用を認めた後とします。
- 6 SafetyBIRD地球局設備が故障又は滅失もしくは毀損等したときは、契約者は、SCCにその旨通知し、その交換、修理その他の工事を行うものとします。
- 7 契約者が行うSafetyBIRD地球局設備の交換、修理その他の工事に必要な費用は、契約者が一切負担するものとします。
- 8 契約者は、SCCの請求に応じて、SafetyBIRD地球局設備の工事等の進捗状況につき報告します。又、契約者は、SafetyBIRD地球局設備の据付完了の日及び交換、修理その他の工事の完了の日をSCCに通知します。

なお、運用規則に変更があった場合は、変更後の運用規則を厳守するものとします。
- 9 SCCは、契約者がこの設備提供条件の条項のいずれかに違反した場合は、その旨を契約者に対して書面により通知します。この場合、契約者は直ちにSafetyBIRD地球局設備の使用を中止するものとします。
- 10 契約者は、第18条(他人利用)の規定に基づき契約者以外の者にSafetyBIRDサービスを利用させる場合は、その利用者に対してもこの設備提供条件の各条項を厳守させるものとします。
- 11 SafetyBIRD地球局設備自体および設備の設置、所有、使用によって契約者(約款第18条(他人利用))の規定に基づき契約者以外の者にSafetyBIRDサービスを利用させる場合も含みま

す。)または第三者が損害を被った場合には、ＳＣＣはなんら責を負わないものとし、第三者が被った損害については、契約者がこれを解決し賠償するものとします。

本項の目的を達するため、契約者とＳＣＣは、以下のことに合意します。

(1) 第三者から契約者に対して本項に規定する損害の賠償請求があったときは、契約者は自らの費用と責任において、当該賠償請求に対応し、これを解決するものとします。

(2) 第三者からＳＣＣに対して本項に規定する損害の賠償請求があったときは、ＳＣＣはこれを契約者に通知します。契約者はＳＣＣからこの通知を受けたときは、ＳＣＣに代わり、自らの費用と責任において、当該賠償請求に対応し、これを解決するものとします。なお、第三者からＳＣＣに対して損害賠償請求訴訟が提起されたときは、契約者は、自らの費用と責任において、当該訴訟に参加して、これを防御しかつ解決するものとし、ＳＣＣに何ら負担をかけないものとします。

以上

平成19年10月1日 制定

SafetyBIRD サービス料金表
「緊急地震速報配信サービス料金」



宇宙通信株式会社

SafetyBIRD サービス料金表「緊急地震速報配信サービス料金」 目次

通則	1
第1条 約款及び料金表の適用	1
第2条 料金の変更	1
第3条 消費税等相当額の加算	1
第4条 料金の臨時減免	1
第5条 登録料の支払義務	1
第6条 サービス利用料の支払義務	1
第7条 暗号解除キー追加利用料の支払義務	1
第8条 ネットワーク端末設備接続料の支払義務	1
第9条 暗号解除キー再貸与料の支払義務	2
第10条 料金の支払期日	2
第11条 延滞利息	2
第12条 端数処理	2
第1表 登録料	3
第2表 サービス利用料	3
第3表 暗号解除キー追加登録料	3
第4表 ネットワーク端末設備接続料	3
第5表 暗号解除キー再貸与料	3
附則	4

通則

（約款及び料金表の適用）

第1条 SafetyBIRD サービス「緊急地震速報配信サービス」に関する料金等は、SafetyBIRD サービス契約約款(以下「約款」という。)及びこの SafetyBIRD サービス料金表「緊急地震速報配信サービス料金」(以下「料金表」という。)に定めるところにより適用します。

（料金の変更）

第2条 当社は、SafetyBIRD サービス「緊急地震速報配信サービス」に関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。

（消費税等相当額の加算）

第3条 この料金表に基づき支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税等相当額を加算した額とします。

（料金の臨時減免）

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。

（登録料の支払義務）

第5条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBIRD サービス「緊急地震速報サービス」の利用に関し、約款に定めるとおり、料金表第1表（登録料）に規定する登録料を支払っていただきます。

（サービス利用料の支払義務）

第6条 契約者は、約款に定めるとおり、料金表第2表（サービス利用料）に規定するサービス利用料を支払っていただきます。

（暗号解除キー追加利用料の支払義務）

第7条 契約者は、約款に定めるとおり、料金表第3表（暗号解除キー追加利用料）に規定する暗号解除キー追加利用料を支払っていただきます。

（ネットワーク端末設備接続料の支払義務）

第8条 契約者は、約款に定めるとおり、料金表第4表（ネットワーク端末設備接続料）に規定するネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

(暗号解除キー再貸与料の支払義務)

第9条 約款の規定により暗号解除キー再貸与料の支払が必要とされる場合は、約款に定めるとおり、料金表第5表(暗号解除キー再貸与料)に規定する暗号解除キー再貸与料を支払っていただきます。

(料金の支払期日)

第10条 料金については、約款で定めるとおり、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 登録料	利用契約の締結後、SafetyBIRD サービスの利用を開始する前に当社が行う登録作業が完了した日の属する月の翌月末。
2 サービス利用料 及び暗号解除キー追加利用料	SafetyBIRD サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
3 ネットワーク端末設備接続料	SafetyBIRD サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
4 暗号解除キー再貸与料	暗号解除キーを契約者に再貸与した日の属する月の翌月末。

2 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます

3 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、当社は、第1項に掲げる料金及びその他の債務について、契約者に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。

(延滞利息)

第11条 契約者は、料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、約款に定めるとおり、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

(端数処理)

第12条 料金その他の債務の計算(消費税等相当額の計算も含まれます。)の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

料金表

第 1 表 登録料

(単位：円/ SafetyBIRD 地球局設備)

登録料
25,000

第 2 表 サービス利用料

(単位：円/月)

サービス利用料
30,000
適用 暗号解除キーを 3 個までのご利用に適用します。

第 3 表 暗号解除キー追加利用料

(単位:円/ 暗号解除キー/月)

暗号解除キー追加利用料
3,000
適用 ご利用になる暗号解除キーの 4 個目以上について、1 個ごとに適用します。

第 4 表 ネットワーク端末設備接続料

(単位：円/月)

ネットワーク端末設備の台数	ネットワーク端末設備接続料
ネットワーク端末設備が 1 台以上 100 台までの場合	30,000
ネットワーク端末設備が 101 台を超える場合	60,000

第 5 表 暗号解除キー再貸与料

(単位：円/暗号解除キー)

暗号解除キー再貸与料
15,000

附則

この料金表は、平成 18 年 10 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 19 年 10 月 1 日より実施します。